タイトル 令和2年度県内市町の地方公営企業決算の概要

担 当 経営管理部 市町行財政課

連 絡 先 財政班 Tel 054-221-2094

県内全市町及び一部事務組合等が経営する**地方公営企業の令和2年度決算**の概要を公表します。

特徴

事業数・・・ 令和2年度末現在 145 事業(前年度と比較して5事業減少) (うち地方公営企業法適用事業 103 事業、非適用事業 42 事業)

職 員 数・・・ 令和2年度末現在11,917人(1,050人、+9.7%) 会計年度任用職員制度の導入に伴い増加した。

支出決算規模・・・ 3,875.8 億円(+185 億円、+5.0%) 病院事業における建設改良費等の増により、全体で増加した。

建設改良費・・・ 860.4 億円(+99.6 億円、+13.1%) ピーク時(平成6年度 1,700.6 億円)の約5割程度にまで減少している。

企業債残高・・・ 令和2年度末現在 8,200.7 億円(▲134.9 億円、▲1.6%) 多くの事業において、企業債残高は減少しており、全体的な減少傾向は続いている。

赤字等の状況・・・ 法適用企業(103 事業)のうち、特に病院事業において多額の当期純損失及び累積欠損 金が生じている。

*()内の+、▲は対前年度増減の状況。

本資料の数値については、表示単位未満四捨五入の関係で、積み上げと合計が一致しない箇所がある。

目次

	f徵·······	
1	事業数	2
	職員数	
3	支出決算規模	4
	建設改良費	
5	企業債残高	6
6	法適用企業の赤字等の状況	7
(2	参考) 用語の説明	8

1 事業数

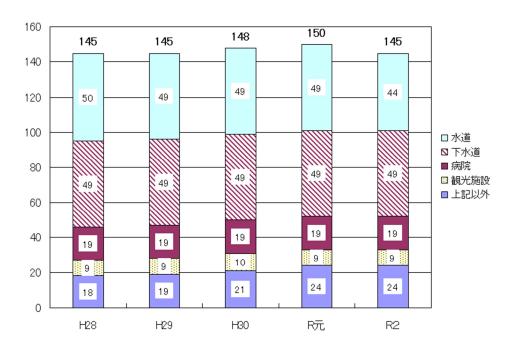
事業数は、令和2年度末現在145事業で、前年度と比較し、5事業減少した。

•廃止:簡易水道事業(5事業)

(単位:事業)

年度				:		令和元年度	Ę	1# :
項目		法適用	法非適用	計	法適用	法非適用	計	増減
水道		41	3	44	37	12	49	▲ 5
	上水道(含簡水)	39	3	42	35	12	47	▲ 5
	工業用水道	2	0	2	2	0	2	0
下水:	道	36	13	49	23	26	49	0
	公共下水道	26	3	29	18	11	29	0
	集落排水等	10	10	20	5	15	20	0
病院		19	0	19	19	0	19	0
観光	施設	6	3	9	6	3	9	0
	休養宿泊	1	0	1	1	0	1	0
	温泉等	5	3	8	5	3	8	0
上記	以外	1	23	24	1	23	24	0
	電気	0	3	3	0	3	3	0
	市場・と畜場	0	3	3	0	3	3	0
	駐車場	0	8	8	0	8	8	0
	宅地造成	0	5	5	0	5	5	0
	介護サービス	0	4	4	0	4	4	0
	その他	1	0	1	1	0	1	0
	合計	103	42	145	86	64	150	▲ 5

≪事業数の推移≫



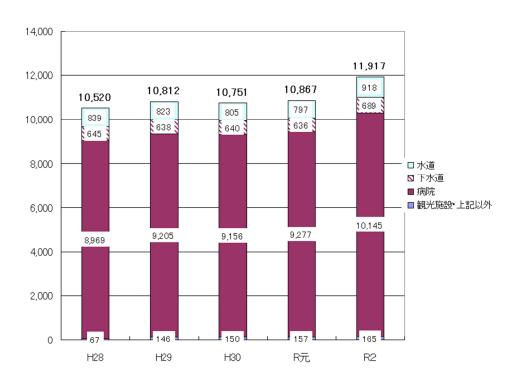
2 職員数

職員数は、令和2年度末現在11,917人で、前年度の10,867人と比較して1,050人増加した。 事業別の職員数をみると、病院事業が最も多く、次いで水道事業、下水道事業となっている。令和2年度は会計年度任用職員制度の導入により、水道事業、下水道事業及び病院事業で増加している。

(単位:人)

年度			令和2年度	:		令和元年度	Ę	144.54
項目		法適用	法非適用	計	法適用	法非適用	計	増減
水	道	913	5	918	784	13	797	121
	上水道(含簡水)	912	5	917	783	13	796	121
	工業用水道	1	0	1	1	0	1	0
下水:	道	673	16	689	521	115	636	53
	公共下水道	665	10	675	516	106	622	53
	集落排水等	8	6	14	5	9	14	0
病	院	10, 145	0	10, 145	9, 277	0	9, 277	868
観光	施設	11	0	11	12	0	12	▲ 1
	休養宿泊	0	0	0	0	0	0	0
	温泉等	11	0	11	12	0	12	▲ 1
上記	以外	0	154	154	0	145	145	9
	電気	0	0	0	0	0	0	0
	市場・と畜場	0	40	40	0	39	39	1
	駐車場	0	9	9	0	6	6	3
	宅地造成	0	0	0	0	0	0	0
	介護サービス	0	105	105	0	100	100	5
	その他	0	0	0	0	0	0	0
	合計	11, 742	175	11, 917	10, 594	273	10, 867	1, 050

≪職員数の推移≫



3 支出決算規模

支出決算規模は 3,875.8 億円で、前年度比で 185 億円、5.0%増加した。 病院事業において、病院の建て替えや手術室の増設をした市があったため、全体としても増加している。 事業別の支出決算規模をみると、病院事業が最も多く、次いで下水道事業、水道事業となっている。

(単位:千円、%)

		年度	年度 人和 人和 人和 二年年 D		年度 全和 全和 二年 中 日			
事業名	事業名		令和 2 年度 A	令和元年度 B	C (A-B)	C/B		
水		道	74, 507, 866	76, 570, 879	▲ 2,063,013	▲ 2. 7		
下	水	道	114, 632, 137	113, 891, 103	741, 034	0. 7		
病		院	190, 058, 412	171, 842, 801	18, 215, 611	10. 6		
観	光	施 設	1, 177, 605	1, 126, 199	51, 406	4. 6		
上	記	以 外	7, 201, 132	5, 646, 066	1, 555, 066	27. 5		
合		計	387, 577, 152	369, 077, 048	18, 500, 104	5.0		

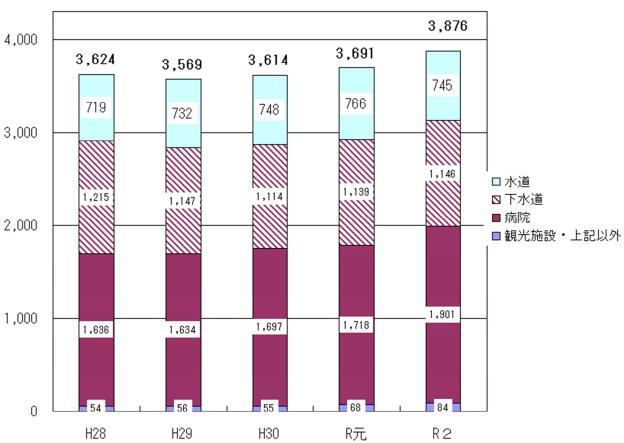
(注) 支出決算規模の算出は次のとおりとした。

法適用企業:総費用(税込み)-減価償却費+資本的支出

法非適用企業:総費用+資本的支出+積立金+繰上充用金

≪支出決算規模の推移≫





4 建設改良費

建設改良費は860.4億円で、前年度比で99.6億円、13.1%増加した。

水道事業は令和元年度に実施した送水場建設事業や配水池築造工事がなくなったことなどにより令和2年度 は減少した。

病院事業の建設改良費については、病院の建て替えや手術室の増設をしたため増加した。

事業全体でみると、ピーク時(平成6年度1,700.6億円)と比較し、5割程度にまで減少している。

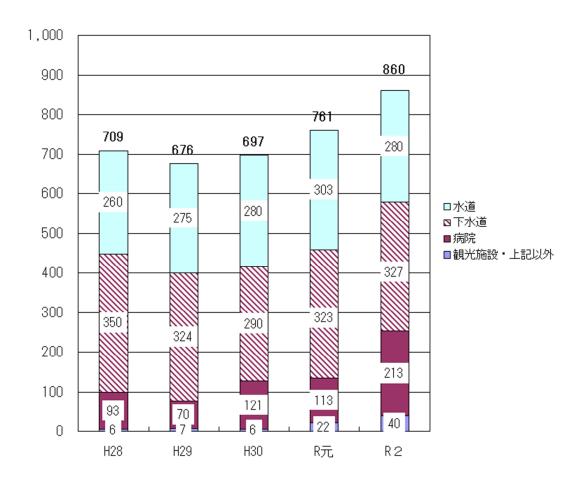
事業別の建設改良費は、下水道事業、水道事業が多く、次いで病院事業となっている。

(単位:千円、%)

			年度	会和 0 年度 ↓	今€□二左 由D	増	減
事業名				令和 2 年度 A	令和元年度B	C (A—B)	C/B
水			道	27, 960, 161	30, 255, 085	2 , 294, 924	▲ 7.6
下	7	k	道	32, 728, 930	32, 340, 492	388, 438	1. 2
病			院	21, 258, 470	11, 259, 436	9, 999, 034	88. 8
観	光	施	設	258, 718	181, 442	77, 276	42. 6
上	記	以	外	3, 833, 506	2, 039, 151	1, 794, 355	88. 0
合			計	86, 039, 785	76,075,606	9, 964, 179	13.1

≪ 建 設 改 良 費 の推 移≫

(単位:億円)



5 企業債残高

企業債残高は令和2年度末現在、8,200.7億円で、前年度比で134.9億円、1.6%減少した。

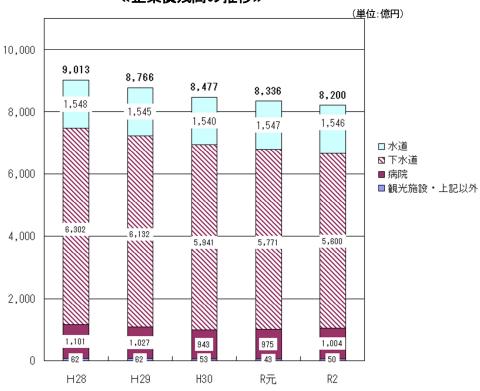
多くの事業において、建設改良事業費の新規発行額が償還額を下回る状況となっているため、全体的な企業債残高の減少傾向が続いている。

事業別の企業債残高をみると、整備に巨額の投資を必要とする下水道事業が最も多く、次いで水道事業、病院事業となっている。

(単位:億円)

年度		•	令和2年度			令和元年	隻	増	減
項目		法適用	法非適用	計 A	法適用	法非適用	計 B	C(A-B)	C/B
水道	1	1, 532. 6	13.5	1,546.2	1, 507. 8	38. 9	1,546.6	▲ 0.5	▲ 0.0
	上水道 (含簡水)	1, 532. 6	13.5	1,546.2	1, 507. 8	38. 9	1,546.6	▲ 0.5	▲ 0.0
	工業用水道	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	-
下才	〈道	5, 515. 5	84. 3	5,599.9	4, 865. 5	905. 5	5,771.0	▲ 171.1	▲ 3.0
	公共下水道	5, 467. 7	56.6	5,524.3	4, 845. 5	844. 2	5,689.7	▲ 165.4	▲ 2.9
	集落排水等	47. 8	27. 8	75.6	20. 0	61.3	81.3	▲ 5.7	▲ 7.0
病防	ŧ	1,003.9	0.0	1,003.9	974. 9	0.0	974. 9	29. 0	3.0
観光	允施設	3. 5	0.0	3.5	3. 5	0.0	3.5	0.0	0. 0
	休養宿泊	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	-
	温泉等	3. 5	0.0	3.5	3. 5	0.0	3.5	0.0	0. 0
上訂	已以外	0.0	47. 3	47. 3	0.0	39. 6	39.6	7.7	19.4
	電気	0.0	4. 7	4.7	0.0	5. 6	5.6	▲ 0.9	▲ 16.7
	市場・と畜場	0.0	3. 0	3.0	0.0	3. 6	3.6	▲ 0.6	▲ 16.2
	駐車場	0.0	21.6	21.6	0.0	10.3	10.3	11.3	110.1
	宅地造成	0.0	0.8	0. 8	0.0	1.6	1.6	▲ 0.9	▲ 53.1
	介護サービス	0.0	17. 2	17. 2	0.0	18. 5	18.5	▲ 1.3	▲ 7.0
	その他	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	-
	合計	8, 055. 6	145. 1	8, 200. 7	7, 351. 6	984. 0	8,335.6	▲ 134.9	▲ 1.6

≪企業債残高の推移≫



6 法適用企業の赤字等の状況

(1) 当期純損失

当期純損失の生じた事業は22事業(前年度比+3)、純損失額は3,790百万円(同16.6%減少)であった。 病院事業を中心に、依然として多額の純損失が生じている。

(2) 累積欠損金

累積欠損金の生じた事業は23 事業(前年度+4)、累積欠損額は90,650 百万円(同1.2%増加)であった。 事業別では、病院事業に多額の累積欠損金が生じている。

(1) 当期純損失の状況

(単位:百万円)

	令和2年度	令和元年度	増減
上 水 道	31 (3)	4 (1)	27 (2)
簡 易 水 道	6 (2)	6 (1)	0 (1)
工業用水道	0 (0)	0 (0)	0 (-)
下 水 道	135 (5)	183 (5)	▲ 48 (−)
病院	3, 551 (11)	4, 342 (11)	▲ 791 (—)
観光 施設	67 (1)	11 (1)	56 (-)
上記以外	0 (0)	0 (0)	0 (-)
合 計	3, 790 (22)	4, 545 (19)	▲ 755 (3)

※()は事業数

(2) 累積欠損金の状況

(単位:百万円)

	令和2年度	令和元年度	増減
上 水 道	0 (0)	0 (0)	0 (-)
簡 易 水 道	9 (3)	0 (0)	9 (3)
工業用水道	0 (0)	0 (0)	0 (-)
下 水 道	271 (6)	189 (5)	82 (1)
病院	90, 094 (13)	89, 216 (13)	878 (一)
観光 施設	276 (1)	209 (1)	67 (—)
上記以外	0 (0)	0 (0)	0 (-)
合 計	90, 650 (23)	89, 615 (19)	1, 035 (4)

※()は事業数

(参考)用語の説明

法適(法適用企業)

「地方公営企業法」が適用される公営企業のことをいい、水道事業(簡易水道事業を除く)、工業用水道事業等7事業については、必ず地方公営企業法が適用される。また、病院事業については財務に関する規定等のみが適用され、これらの事業以外についても、条例の定めにより、任意に地方公営企業法を適用することができる。経理事務は企業会計方式で行われる。

地方公営企業法は、公営企業が、企業としての経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉の 増進を図るように運営されることを確保するために制定されたもので、組織面、職員の身分及び財務面で、一般行 政部門とは別の独自の取り扱いがなされている。

法非適(法非適用企業)

「地方公営企業法」の適用を受けない公営企業のことをいう。経理事務は官庁会計方式で行われる。地方公営企業法が適用されない公営企業の組織、財務等の取り扱いは、一般行政部門と同じである。

資本的収支

企業債発行額や国庫補助金等の収益的収入とは関係のない現金収入と建設改良費や企業債元金償還金等の収益的支出とは関係のない現金支出との差額のことをいう。

当期純損失

法適用企業のみの概念で、総収益から総費用を差引いた金額が、マイナスとなる場合の当該金額をいう。

累積欠損金

法適用企業において、営業活動によって損失(赤字)を生じた場合に、繰越利益剰余金、利益積立金等によって もなお補てんができなかった各事業年度の損失(赤字)額が累積したものをいう。

累積欠損金は、経常費用に占める資本費(減価償却費及び支払利息)の比率の高い事業において増大する傾向がある。このうち、減価償却費は現金支出を伴わないため、これを原因とする損失(赤字)額により生じた累積欠損金が事業全体の資金不足に直接つながるものではないが、累積欠損金が多い事業においては、より一層の収益性の向上を図るとともに、経常費用の合理化等により効率性を発揮し、経営の健全化を推進していくことが求められる。